

桜田中学校生徒会会則

第一章 名 称

第1条 この会は名古屋市立桜田中学校生徒会という。

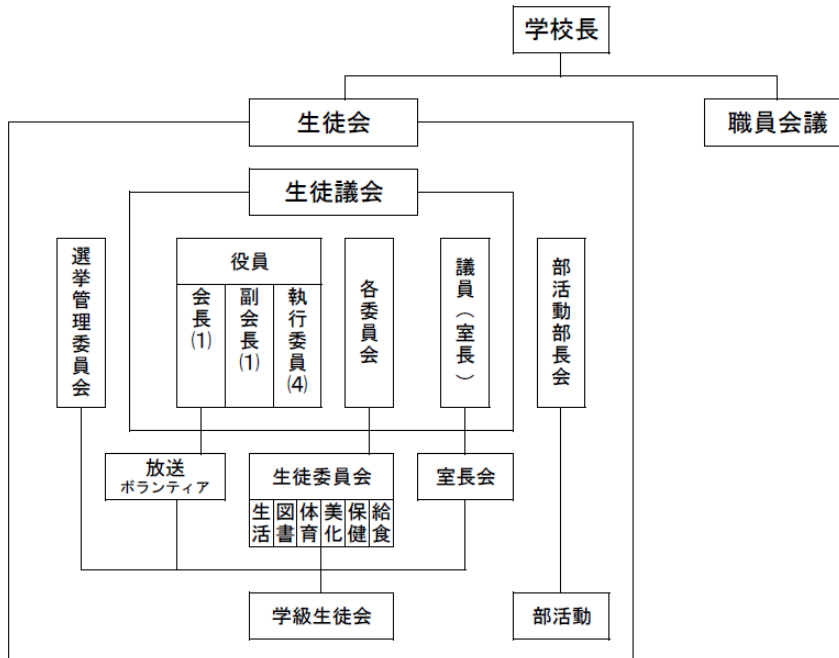
第二章 目 的

第2条 この会は全生徒が学校教育の範囲内において学校生活の各部門に参加し、学校や地域社会と協力して本校の発展をはかり、自律協同の精神にしたがい自分たちで楽しい学校づくりに努力するのを目的とする。

第三章 会員および権利、義務、組織

第3条 1. 会員は名古屋市立桜田中学校の生徒をもって会員とし、教職員を顧問とする。
2. 会員は役員を選挙したり、役員をやめさせたりする権利をもつ。
3. 会員は生徒会活動全般について自由に意見を述べるができる。
4. 会員は会則およびこれにもとづくいろいろなきまりや生徒会の決定に従わなければならない。
5. 組 織

桜田中学校生徒会組織図



第四章 生徒議会

第4条 生徒議会はこの会の目的を達成するために必要な権限を与えられており、会の方針、規則の制定、学級の提案事項、行事の企画運営、その他を協議する。

第5条 生徒議会は役員及び各学級より選出された2名の議員、生徒委員会の代表1名によって構成される。なお構成された議員の互選により、議長、副議長をそれぞれ1名ずつ選出する。

第6条 生徒議会によって議決されたすべての業務、報告、決議および修正は校長の承認を得、実行される。

第7条 1. 生徒議会は定例議会および臨時議会とする。定例議会は原則として一ヵ月1回以上召集しなければならない。

2. 臨時議会は必要ある場合において召集される。

3. 定例議会、臨時議会は議員の三分の二以上の出席で成立する。

第8条 1. 全議員の三分の一以上の要求があったときは会長は議会を召集しなければならない。

2. 生徒議会での決議は出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 生徒議会には傍聴席をもうけ、会員であれば誰でも傍聴できる。ただし議長の命令で退場しなければならないときがある。

第五章 議 員

- 第10条 議員は第4条の仕事を行い、生徒議会において表決権をもつ。
- 第11条 議員は積極的に学級と各生徒委員会と議会との連絡をはかる。
- 第12条 議員の任期は二期制（前、後期）で前期は4月から9月、後期は10月から翌年3月までとする。ただし新議員が選出されるまではその職務を行う。
- 第13条 議員の選出は毎年前後期2回学級委員選出時におこない再選をさまたげない。選出期は前期3月、後期9月とする。ただし議員は各学級の室長がこれをかねる。
- 第14条 議員に欠員が生じたときは、その学級において補欠選挙を一週間以内に行う。この議員の任期は前任者の残り期間とする。

第六章 役 員

- 第15条 この会の役員は会長1名、副会長1名、執行委員4名とする。
- 第16条 役員は全生徒の投票で選出する。選挙規定は別にこれを定める。
- 第17条 役員の任期は二期制で六ヵ月とし、選挙予定期は前期は3月、後期は9月とする。ただし新役員が選出されるまではその職務を行う。
- 第18条 会長はこの会の代表者で会の運営をはかり、生徒集会をつかさどる。副会長は会長を補佐し、会長不在のとき、または執行不能のときはその職務を代行する。
執行委員は、会則の修正、名簿、生徒議会の議事録、通信文などについて正確で完全な記録の作製と保管にあたる。また、本会の財政事務にあたる。
- 第19条 役員に欠員を生じたときは二週間以内に補欠選挙を行う。その任期は前任者の残りの期間とする。
- 第20条 役員は執行委員会を構成し、生徒議会の運営、生徒集会の運営にあたり、生徒委員会との組織連絡につとめる。

第七章 生徒委員会

- 第21条 この会には下の生徒委員会が各学級委員によって組織され、各生徒委員会はその委員により委員長、副委員長を選出する。
生徒委員会…生活、図書、体育、美化、保健、給食
- 第22条 生徒委員会の代表（1名）は生徒議会に出席しなければならない。
提案および関係事項について発言することができる。また、提案および関係事項についての表決権をもつ。
- 第23条 生徒委員会は議会で決定されたことがらにしたがって、各委員会の分担の仕事を行う。
- 第24条 生徒委員会の仕事は次のように行う。定例委員会は一ヵ月1回以上委員会ごとに行う。
1. 生活委員会は規律ある生活の啓発につとめる。
 2. 図書委員会は図書室の運営および図書に関する事務を行う。
 3. 体育委員会は学校体育行事の準備運営や、体育用具の管理をする。
 4. 美化委員会は学校の清掃活動の中心となり、清掃道具の管理や環境美化に努める。
 5. 保健委員会は衛生に関する業務と保健思想の向上につとめる。
 6. 給食委員会は学校給食に関する業務の管理と運営につとめる。
- ※ 放送ボランティアは生徒会執行部が若干名募集する。
放送ボランティアは学校放送に関する業務にあたる。

第八章 室長および学級委員

- 第25条 各学級には室長（男女各1名）を置き、これが議員をかねる。
- 第26条 室長は学級代表として学級生徒活動の中核となり、自治活動の運営に積極的にあたる。さらに議員として、第五章議員の仕事も積極的に行い学級生徒会、学校生徒会相互の組織的強化につとめる。
- 第27条 室長の任期、選出等については学級委員の場合に準ずる。
- 第28条 各学級には2名ずつの生活、図書、体育、美化、保健、給食委員（男女各1名）をおく。
- 第29条 学級各委員は室長と協力して学級生徒会活動の運営に積極的にあたると同時に、第七章生徒委員会の第24条に関する仕事を行って学校生徒会の日常活動の充実、向上、発展につとめる。
- 第30条 学級委員の任期は二期制（前後期）で前期は4月から9月、後期は10月から翌年3月までとし、選出期は各期それぞれ初めの一ヵ月の間とする。各委員共互選をさまたげない。また新委員が選出されるまではその職務を行う。
- 第31条 委員に欠員が生じたときは、その学級において補欠選挙を一週間以内に行う。この委員の任期は前任者の残りの期間とする。

第九章 学級生徒会

第32条 学級生徒会は学級全員により構成され、学級で選出された議長は会の運営に積極的にあたる。

第33条 学級生徒会は議員、生徒委員の選出団体であるので、議会、生徒委員会と連絡を保ちつつ学級運営に関する計画反省を自主的に行う。

第34条 学級生徒会は機会をとらえて随時行うことができる。

第十章 部 活 動

第35条 部については別に定める。

第十一章 顧 問

第36条 顧問は生徒議会、生徒委員会その他において指導助言する。

第十二章 最高決定権

第37条 校長はこの会に対して最高決定権をもつ。

第十三章 会則および諸きまりの改廃

第38条 会則、諸きまりの改廃追加は全議員の三分の二以上の賛成で可決され校長の承認をもって決定され施行される。

第十四章 役員、委員などの兼任の禁止

第39条 役員、議員（議長、副議長）生徒委員はこれを兼ねることができない。

附 則

この会則には細則を持つことができる。

細則の立案改廃は生徒議会で行う。

この会則は公示の日より行う。

細 則

○役員のリコールについて

1. 選挙一ヵ月後から役員をやめさせることができる。

2. 全生徒の三分の一以上の署名を代表者はとりまとめ選挙管理委員会に提出する。

3. 委員会は署名が三分の一以上あるかを確認する。

4. 委員会は署名確認後、全生徒の信任投票をおこない三分の二以上の賛成があった時役員をやめさせることができる。

○会員の意見の述べかた

会員が生徒会に意見を述べる時は、役員、議員に直接述べるができる。

ただし、生徒議会中傍聴席よりの発言はゆるされない。